新潟市移住促進プロモーション支援業務委託 仕様書

1. 件名

新潟市移住促進プロモーション支援業務

2. 目的

首都圏等のUIターン検討者に向け、当市の移住促進施策等の情報発信を行い、 本市への移住を促進することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

4. 委託金額

2,000 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

5. 言葉の定義

(1) Uターン

新潟市出身者が県外へ転出し、新潟市へ戻ってくることをいう。ただし、本業務では新潟県出身者も含むものとする。

(2) Uターン予備軍

主に首都圏在住の新潟県出身者をいい、その中でもUターン検討度が低い 25 歳 ~39 歳の単身者をいう。

6. 業務内容

(1) 移住促進に係るプロモーションの実施

ア内容

主に U ターン予備軍をターゲットとし、各種メディアや SNS 等を活用したプロモーションを実施すること。公序良俗に反しない範囲で、内容や手法は問わない。

イ 進行管理

プロモーション全体の進行管理表を作成し、委託者との初回打ち合わせの際に提供すること。また、業務全体を通して進行管理を行うこと。

(2) WEB 広告による広報

ア内容

- ・ 上記(1)以外に、新潟市移住・定住情報サイト「HAPPY ターン」及び、新 潟市魅力発見サイト「ガタプラ」の両サイトがより多くの PV 数を獲得し、 また、サイトへの再訪問を促すため、リスティング広告、ディスプレイ広告 等の中から最も効果的なものを選定し、広報すること
- 広告文やバナーを作成すること
- 広報対象のランディングページ等については、市が用意する
- ・ 発信対象については、市との協議により決定する

イ その他

(1)(2)の予算内訳については、指定しない。

(3)業務実績報告書の作成

以下の内容について、業務実績報告書を報告すること。

- ・ 本業務により、配信した広告や、それによって発生したパブリシティについて媒体や数値を含め詳細にまとめること。
- ・ 本業務の効果について、分析を行い、来年度のプロモーションについて簡 潔に提案を行うこと。

7. 委託料に含まれる経費

委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むものとする

8. その他留意事項

- (1) 成果物の著作権は、市に帰属するものとする。
- (2) 詳細は協議により決定することとする。また、契約書及び仕様書に定めのないものについては、その都度双方協議のうえ決定する